

港湾事業における BIM/CIM 適用に関する実施方針

1. BIM/CIM 適用の目的

BIM/CIM (Building/Construction Information Modeling, Management) とは、建設事業で取扱う情報をデジタル化することにより、調査・測量・設計・施工・維持管理等の建設事業の各段階に携わる受発注者のデータ活用・共有を容易にし、建設事業全体における一連の建設生産・管理システムの効率化を図ることである。受発注者の生産性向上を目的に、港湾における業務・工事に BIM/CIM を適用し、取り組むものとする。

2. BIM/CIM 活用の対象範囲

以下に示す業務・工事に該当するものを対象とするが、これによらない業務・工事においても積極的な導入を促進する。

(業務)

- ・新規および大規模プロジェクト、改良事業の設計等業務（原則は細部・実施設計）
- ・ただし、3次元モデルの活用が見込めない業務や構造検討に至らない設計等の3次元モデルを作成することが不要な場合は除く。

(工事)

- ・業務段階で3次元モデルが作成されている、港湾工事（構造物工事）又は海岸工事（港湾に関わる海岸）
- ・ただし、工事目的物が無い工事（撤去工、仮設工、運搬工等）、ブロック製作工事は任意とする。

3. 3次元モデルの活用

業務・工事ごとに発注者が3次元モデルの活用内容を明確にしたうえで、受発注者で活用するものとする。なお、活用内容により3次元モデルの作成が必要な場合は「3次元モデル成果物作成要領（案）」を参照して作成するものとし、活用内容以外の箇所の作成は受注者に求めないものとする。また、活用に当たって、業務・工事の特性に応じて別添1「義務項目、推奨項目（例）の一覧」やBIM/CIM事例集 港湾編を参考に発注者が活用目的を示したうえで、詳細は受発注者で活用内容等を協議し、取り組むものとする。

- ・義務項目

(業務)

原則として全ての細部設計（実施設計含む、以下同様）において活用する。

(工事)

原則として全ての工事において活用する。ただし、工事については業務段階等で3次元モデルを作成していることを前提とした活用内容である。

- ・推奨項目

業務・工事特性に応じて活用する。特に、大規模プロジェクトの業務・工事や条件が複雑な業務・工事については、推奨項目の活用が有効であり、積極的に活用することとする。また、一定規模以上の工事については、推奨項目を設定し取り組むものとする。

なお、設計図書は2次元図面とし、3次元モデルは参考資料として貸与するものとする。

4. 3次元モデル作成に必要な経費

3次元モデルを活用した業務・工事においては、3次元モデルの作成、当該業務・工事にのみ使用するソフトウェアの調達等の活用内容の実施に必要な経費を受注者からの見積等により計上する。

なお、実施内容については受発注者間で事前協議を行うものとし、当該業務・工事において発注者が必要と認めるものに限りに、費用計上の対象とする。また、業務については原則積算要領により積算を行うものとし、これにより難しい場合は別途考慮する。

5. 発注者によるデータ共有

業務・工事の契約後速やかに、発注者が受注者に当該業務・工事で必要となる成果品等の参考資料（電子データを含む）を貸与する。